

新	旧																				
<p>第一条から第五条まで（現行のとおり）</p> <p>附 則 この要綱は、平成十七年十月十四日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成十九年八月三十一日から施行する。</p> <p>附 則 <u>この要綱は、平成二十六年四月一日から施行する。</u></p>	<p>第一条から第五条まで（略）</p> <p>附 則 この要綱は、平成十七年十月十四日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成十九年八月三十一日から施行する。</p>																				
<p>別表(第五条関係)</p>	<p>別表(第五条関係)</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="197 790 801 837">事 項</th> <th data-bbox="801 790 1104 837">根 拠 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="197 837 801 986">業務方法書に対して知事が認可する際の意見</td> <td data-bbox="801 837 1104 986">地方独立行政法人法第二十二條第三項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 986 801 1134">中期計画の作成・変更に対して知事が認可する際の意見</td> <td data-bbox="801 986 1104 1134">地方独立行政法人法第二十六條第三項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1134 801 1273">各事業年度における業務の実績についての評価</td> <td data-bbox="801 1134 1104 1273">地方独立行政法人法第二十八條</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1273 801 1410">各事業年度における業務実績の評価結果の法人及び知事に対する通知</td> <td data-bbox="801 1273 1104 1410">地方独立行政法人法第二十八條</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	根 拠 法	業務方法書に対して知事が認可する際の意見	地方独立行政法人法第二十二條第三項	中期計画の作成・変更に対して知事が認可する際の意見	地方独立行政法人法第二十六條第三項	各事業年度における業務の実績についての評価	地方独立行政法人法第二十八條	各事業年度における業務実績の評価結果の法人及び知事に対する通知	地方独立行政法人法第二十八條	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1176 790 1780 837">事 項</th> <th data-bbox="1780 790 2085 837">根 拠 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1176 837 1780 986">業務方法書に対して知事が認可する際の意見</td> <td data-bbox="1780 837 2085 986">地方独立行政法人法第二十二條第三項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 986 1780 1134">中期計画の作成・変更に対して<u>設立団体</u>の長が認可する際の意見</td> <td data-bbox="1780 986 2085 1134">地方独立行政法人法第二十六條第三項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 1134 1780 1273">各事業年度における業務の実績についての評価</td> <td data-bbox="1780 1134 2085 1273">地方独立行政法人法第二十八條</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 1273 1780 1410">各事業年度における業務実績の評価結果の法人及び<u>設立団体</u>の長に対する通知</td> <td data-bbox="1780 1273 2085 1410">地方独立行政法人法第二十八條</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	根 拠 法	業務方法書に対して知事が認可する際の意見	地方独立行政法人法第二十二條第三項	中期計画の作成・変更に対して <u>設立団体</u> の長が認可する際の意見	地方独立行政法人法第二十六條第三項	各事業年度における業務の実績についての評価	地方独立行政法人法第二十八條	各事業年度における業務実績の評価結果の法人及び <u>設立団体</u> の長に対する通知	地方独立行政法人法第二十八條
事 項	根 拠 法																				
業務方法書に対して知事が認可する際の意見	地方独立行政法人法第二十二條第三項																				
中期計画の作成・変更に対して知事が認可する際の意見	地方独立行政法人法第二十六條第三項																				
各事業年度における業務の実績についての評価	地方独立行政法人法第二十八條																				
各事業年度における業務実績の評価結果の法人及び知事に対する通知	地方独立行政法人法第二十八條																				
事 項	根 拠 法																				
業務方法書に対して知事が認可する際の意見	地方独立行政法人法第二十二條第三項																				
中期計画の作成・変更に対して <u>設立団体</u> の長が認可する際の意見	地方独立行政法人法第二十六條第三項																				
各事業年度における業務の実績についての評価	地方独立行政法人法第二十八條																				
各事業年度における業務実績の評価結果の法人及び <u>設立団体</u> の長に対する通知	地方独立行政法人法第二十八條																				

各事業年度における業務実績の評価結果を踏まえた法人に対する業務運営の改善勧告	地方独立行政法人法第二十八条
各事業年度における業務実績の評価結果の通知・勧告の公表	地方独立行政法人法第二十八条
<u>知事</u> による財務諸表の承認の際の意見	地方独立行政法人法第三十四条第三項
中期計画で定める剰余金の使途に剰余利益を充当するに当たって <u>知事</u> が承認する際の意見	地方独立行政法人法第四十条第五項
限度額を超えて短期借入をするに当たって知事が承認する際の意見	地方独立行政法人法第四十一条第四項
短期借入の借換に当たって知事が認可する際の意見	地方独立行政法人法第四十一条第四項
<u>出資等に係る不要財産の納付又は当該財産の譲渡収入の納付に対して知事が認可する際の意見</u>	<u>地方独立行政法人法第四十二条の二第五項</u>
<u>出資等に係る不要財産の譲渡により生じた当該財産の帳簿価格を超える額を納付しないことに対して知事が認可する際の意見</u>	<u>地方独立行政法人法第四十二条の二第六項</u>

各事業年度における業務実績の評価結果を踏まえた法人に対する業務運営の改善勧告	地方独立行政法人法第二十八条
各事業年度における業務実績の評価結果の通知・勧告の公表	地方独立行政法人法第二十八条
<u>設立団体の長</u> による財務諸表の承認の際の意見	地方独立行政法人法第三十四条第三項
中期計画で定める剰余金の使途に剰余利益を充当するに当たって <u>設立団体の長</u> が承認する際の意見	地方独立行政法人法第四十条第五項
限度額を超えて短期借入をするに当たって知事が承認する際の意見	地方独立行政法人法第四十一条第四項
短期借入の借換に当たって知事が認可する際の意見	地方独立行政法人法第四十一条第四項
特定地方独立行政法人の役員の報酬等の支給基準に関する知事に対する意見の申出	地方独立行政法人法第四十九条第二項
一般地方独立行政法人の役員の報酬等の支給基準に関する知事に対する意見の申出	地方独立行政法人法第五十六条第一項

特定地方独立行政法人の役員の報酬等の支給基準に関する知事に対する意見の申出	地方独立行政法人法第四十九条第二項
一般地方独立行政法人の役員の報酬等の支給基準に関する知事に対する意見の申出	地方独立行政法人法第五十六条第一項